

緊急ショートステイ事業に関する Q&A

Q1.介護者の急な病気、事故、葬儀出席等などの理由で、介護者による在宅での介護が受けられずに、在宅生活が困難な場合対象となりますか？

A1.対象と考えられます。

Q2.障がい児の利用はできますか？

A2.対象となります。年齢の下限はありませんが短期入所事業所によっては受入れが難しいこともあります。また、虐待などの場合は先に児童相談所等にご相談ください。

Q3.65 歳以上の高齢の障がい者の利用はできますか？

A3.対象となります。ただし介護保険サービスが優先されます。障がいが理由で介護保険サービスの利用ができない場合等のご相談ください。

Q4.障がい者手帳を所有していないと対象となりませんか？

A4.障がい者手帳は必須ではありません。

Q5.障がい福祉サービスを受けたことがありませんが、この事業を利用できますか？

A5.障がい福祉サービスを受けるための手続きが必要となります。また、障がいの特性やその人の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示す障害支援区分（区分 1～区分 6）が区分 1 以上が必要となります。

Q6.主たる介護者が強度行動障がい者等の介護に疲弊している場合、利用できますか？

A6.不可です。通常の短期入所や日中一時支援等の利用をご検討ください。

Q7.家族と同居する障がい者等が急に状態が悪化して家族による介護が難しくなった場合、利用できますか？

A7.不可です。まずは医療機関の受診が必要と思われます。その後、状態の変化に伴う必要なサービスの検討等を行う必要があります。

Q8. 単身生活をしている障がい者が急病等で病院に入院するまでではないが、食事の準備等ができない場合、利用できますか？

A8. 不可です。居宅介護や宅配サービスの利用等をご検討ください。緊急ショートステイ事業は、家族等と同居し、主たる介護者が急病等による不在で、身の回りの世話がなと一人で生活ができない場合を想定しています。

Q9. 施設入所者が一時帰省中に介護者が急病となった場合、利用できますか？

A9. 不可です。入所している施設の受入れが原則となります。

Q10. 台風、集中豪雨、地震などの災害からの避難先として利用できますか？

A10. 不可です。災害時はお住いの自治体の指示に従って、避難等の対応をお願いします。

Q11. 短期入所を必ず受け入れてもらえるのですか？

A11. 利用希望者の障がい種別や状態により受入れができない短期入所事業所もあります。緊急時に備えて、本事業の事前登録や体験利用を行っておくことをお勧めします。

Q12. 何日利用できますか？

A12. 7日以内です。ただし介護者の疾病が当初の想定を超えて長期間になり在宅への復帰が困難になったこと等やむを得ない事情がある場合は14日までの利用が可能です。

Q13. 利用料はいくらかかりますか？

A13. 通常の障がい福祉サービスを利用する場合と同じ考え方になります。